



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 紀陽銀行
代表者名 取締役頭取 片山 博臣
(コード番号 8370 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
鈴木 教秀
(TEL 073 - 426 - 7133)

「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」による信託の設定について

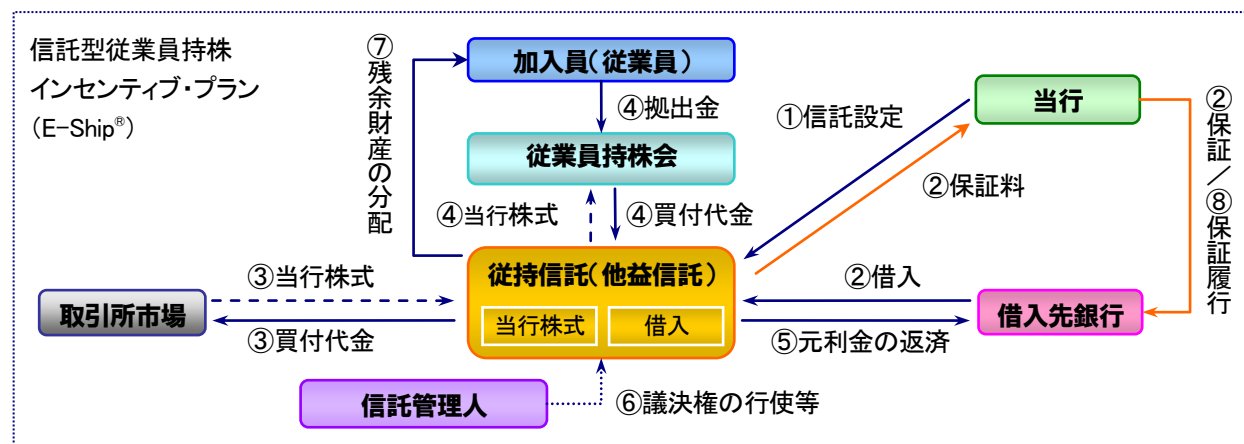
当行は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当行グループの従業員に対する当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)による信託の設定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 本プランの概要

本プランは、「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会及び紀陽情報システム従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当行が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後 3 年 6 か月間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、従持信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生を増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することによって従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

2. 本プランの仕組み



- ① 当行が、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託(他益信託)を設定します。
- ② 従持信託は借入先銀行から当行株式の取得に必要な資金の借入を行い当行は当該借入に対して保証します。当行は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。なお、本件における借入先銀行は当行とは資本関係のない金融機関となります。
- ③ 従持信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当行株式を、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は持株会への当行株式の売却により受け入れた株式売却代金、及び保有する当行株式に係る配当金をもって、借入の元利金等返済に充当します。
- ⑥ 従持信託が保有する当行株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当行が弁済します。

3. 従持信託の概要

- (1) 名称: 紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会信託
- (2) 委託者: 当行
- (3) 受託者: 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者: 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (5) 信託契約日: 平成 27 年 5 月 18 日
- (6) 信託の期間: 平成 27 年 5 月 18 日～平成 30 年 12 月 28 日
- (7) 信託の目的: 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件: 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当行株式が持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、持株会に加入している者(但し、本信託契約の締結日である平成 27 年 5 月 18 日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍、役員への昇格によって持株会を退会した者を含みます。)を受益者とします。

4. 従持信託による当行株式の取得の内容

- (1) 取得する株式の種類: 当行普通株式
- (2) 株式の取得価格の総額: 1,000 百万円を上限とする
- (3) 株式の取得期間: 平成 27 年 5 月 21 日から平成 27 年 8 月 31 日まで
- (4) 株式の取得方法: 取引所市場より取得

(ご参考)

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship®(Employee Shareholding Incentive Plan の略称)は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

経営企画部 橋本

(TEL 073 - 426 - 7114)